

**公益財団法人にいがた産業創造機構
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程**

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）の定款第15条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤とは、機構を主たる勤務場所として、機構の業務に従事することをいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分される。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の理事には、定款第31条第1項の規定に基づき、報酬を支給する。

- 2 常勤の理事には賞与及び退職手当を支給しない。
- 3 常勤の理事に対する報酬は、別表に定める常勤の理事の区分により一人当たりの年間報酬額を超えない範囲で、理事会の承認を得て、理事長が定めるものとする。
- 4 報酬は、年間報酬額を12で除して得た額を月額として支給する。その月に100円未満の端数が生じたときは、最終の月に支給する報酬において補正する。
- 5 報酬の支給方法は、機構の職員の例による。

(費用の支給)

第4条 役員及び評議員がその職務のため旅行するときは、定款第31条第3項及び第15条第2項の規定に基づき、その費用を弁償する。ただし、辞退する旨の申し入れがあったときは、支給しない。

2 費用の弁償方法は、新潟県の職員の旅費に関する条例を準用する。

3 常勤の理事には、通勤に要する費用として通勤手当を支給する。通勤手当の額は、新潟県の一般職の職員の給与に関する条例を準用し、通勤手当の支給方法は、機構の職員の例による。

(公表)

第5条 機構は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から実施する。

2 財団法人にいがた産業創造機構役員及び評議員の給与及び旅費に関する規程は、廃止する。

別表

常勤の理事の区分	理事長	副理事長	理事
1人当たりの年間報酬額	1,300万円以下	1,000万円以下	800万円以下

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。